

国道41号高山地区電線共同溝PFI事業の実施に関する方針等の訂正表

令和5年9月26日に公表した「国道41号高山地区電線共同溝PFI事業 実施方針及び要求水準書(案)」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	実施方針	-	4	表紙	国道交通省中部地方整備局	国土交通省中部地方整備局
2	実施方針	9	29	第2 6.(1)応募者の構成	<p>③ 応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのSPCを会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからイまでの要件を全て満たす場合をいう。</p> <p>ア 直近3期が債務超過でないこと イ 経常収支が3期連続で赤字でないこと。</p> <p>ただし、SPCを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、協定書を締結するものとする。</p>	<p>③ 応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのSPCを会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからイまでの要件を全て満たす場合をいう。</p> <p>ア 直近3期が債務超過でないこと イ 経常収支が3期連続で赤字でないこと。</p> <p>削除</p>
3	実施方針	23	17	第8 3.(1)実施方針等に関する説明会	<p>開催場所 高山国道事務所 2階災害対策室</p> <p>開催方法 上記の開催場所での対面(WEB併用)</p> <p>申込内容</p> <p>1. 希望参加方法:【対面】、【WEB】または【対面+WEB】 2. 申込者情報:会社名、担当者指名、連絡先メールアドレス、連絡先電話番号</p> <p>WEB参加方法</p> <p>WEB参加を希望した民間事業者には、令和5年10月2日(月)の10時までに、WEB参加用のURL等を連絡先メールアドレスに送付する</p> <p>留意事項</p> <p>当日は、公共資料(実施方針及び要求水準書(案))の配布を行わないため、民間事業者において準備すること 【対面】での参加希望の場合は1社2名までの参加を認める 【WEB】での参加希望の場合は人数制限を設けない</p>	<p>削除</p> <p>開催方法 WEB開催</p> <p>申込内容</p> <p>削除</p> <p>1. 申込者情報:会社名、担当者指名、連絡先メールアドレス、連絡先電話番号</p> <p>WEB参加方法</p> <p>申込を行った民間事業者には、令和5年10月2日(月)の10時までに、WEB参加用のURL等を連絡先メールアドレスに送付する</p> <p>留意事項</p> <p>当日は、公共資料(実施方針及び要求水準書(案))の配布を行わないため、民間事業者において準備すること</p> <p>削除</p> <p>【WEB】での参加は人数制限を設けない</p>
4	実施方針	28	-	別紙3 設計業務の対象範囲 吹き出し部	<p>本事業(管路部・特殊部・横断部)</p> <p>①設計業務:電線共同溝、歩道、道路附属物</p>	<p>削除</p> <p>①設計業務:電線共同溝、歩道、道路附属物、車道</p>
5	実施方針	29	-	別紙4 工事業務・工事監理業務の対象範囲 吹き出し部	<p>本事業(管路部・特殊部・横断部)</p> <p>②工事業務:電線共同溝、歩道、道路附属物</p>	<p>削除</p> <p>②工事業務、工事監理業務:電線共同溝、歩道、道路附属物、車道</p>

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
6	実施方針	30	-	別紙5 維持管理業務の対象範囲 吹き出し部	本事業(管路部・特殊部・横断部) ③維持管理業務:電線共同溝	削除 ③維持管理業務:電線共同溝
7	要求水準書(案)	1	29	第1 6 事業の概要	本事業は、電線共同溝(管路部・特殊部(地上機器を除く)・横断部)、歩道、道路附属物(以下「本施設」という。)の設計、工事、工事監理及び維持管理をPFI法に基づき実施するものである。	本事業は、電線共同溝(管路部・特殊部(地上機器を除く)・横断部)、歩道、道路附属物、 車道 (以下「本施設」という。)の設計、工事、工事監理及び維持管理をPFI法に基づき実施するものである。
8	要求水準書(案)	10	12	第2 17試掘及び埋設物探査	貸与するものとする。	貸与するもの を使用することを標準 とする。
9	要求水準書(案)	13	22	第2 II 4(2)CIMモデルの活用	ただし、②については原則として実施する。	ただし、①については原則として実施する。
10	要求水準書(案)	47	20	第3 II 4(2)CIMモデルの活用	ただし、②については原則として実施する。	ただし、①については原則として実施する。
11	要求水準書(案)	58	23	第5 III 4(1)協議・調整	事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等の係わる調整、管路利用の管理に際して、第2. III 6 に示す入線業者等を含む占用業者等と必要な協議・調整を行う。	事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等の係わる調整、管路利用の管理に際して、第2. III 8 に示す入線業者等を含む占用業者等と必要な協議・調整を行う。
12	要求水準書(案)	61	-	別紙2 ア 設計業務の対象範囲 吹き出し部	本事業(管路部・特殊部・横断部) ①設計業務:電線共同溝、歩道、道路附属物	削除 ①設計業務:電線共同溝、歩道、道路附属物、 車道
13	要求水準書(案)	62	-	別紙3 イ 工事業務・ウ 工事監理業務の対象範囲 吹き出し部	本事業(管路部・特殊部・横断部) ②工事業務:電線共同溝、歩道、道路附属物	削除 ②工事業務・ 工事監理業務 :電線共同溝、歩道、道路附属物、 車道
14	要求水準書(案)	63	-	別紙4 エ 維持管理業務の対象範囲 吹き出し部	本事業(管路部・特殊部・横断部) ③維持管理業務:電線共同溝	削除 ③維持管理業務:電線共同溝